

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年4月19日(2018.4.19)

【公表番号】特表2017-533969(P2017-533969A)

【公表日】平成29年11月16日(2017.11.16)

【年通号数】公開・登録公報2017-044

【出願番号】特願2017-544552(P2017-544552)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/198	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/375	(2006.01)
A 6 1 K	33/04	(2006.01)
A 6 1 K	31/235	(2006.01)
A 6 1 K	31/685	(2006.01)
A 6 1 K	31/355	(2006.01)
A 6 1 K	31/047	(2006.01)
A 6 1 K	33/42	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
C 0 7 D	307/62	(2006.01)
C 0 7 D	311/72	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/198
A 6 1 P	27/02
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	31/375
A 6 1 K	33/04
A 6 1 K	31/235
A 6 1 K	31/685
A 6 1 K	31/355
A 6 1 K	31/047
A 6 1 K	33/42
A 6 1 K	9/20
A 6 1 K	9/48
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	9/14
C 0 7 D	307/62
C 0 7 D	311/72

1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月12日(2018.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

N-アセチルシステインアミド（NACA）を含む、ほ乳類における網膜色素変性症の治療剤又は予防剤。

【請求項 2】

NACAが、薬学的に許容される担体中、又は薬学的に許容される担体と共に提供される、請求項1に記載の治療剤又は予防剤。

【請求項 3】

NACAが、眼内、網膜下、硝子体内、経口、静脈内、筋肉内、髄内、クモ膜下腔内、心室内、経皮、皮下、腹腔内、鼻腔内、経腸、局所、舌下、又は直腸内に投与される、請求項1又は2に記載の治療剤又は予防剤。

【請求項 4】

NACAが、ミニ錠剤、カプセル、錠剤、発泡剤、2段階放出、混合放出、サシェ、粉末、又は液剤を介して経口的に送達される、請求項3に記載の治療剤又は予防剤。

【請求項 5】

NACAが、1日用量0.5～150mg/Kgで投与される、請求項1～4のいずれかに記載の治療剤又は予防剤。

【請求項 6】

NACAの投与の用量が、1回当たり100、150、300、333、400、500、600、700、750、800、900、1,000、2,500、5,000、7,500、又は10,000mgである、請求項1～4のいずれかに記載の治療剤又は予防剤。

【請求項 7】

NACAが、夜間視力の欠損、全体的な視力の欠損、視野の欠損のうちの少なくとも1つを、2週間、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、又は5年のうちの少なくとも1つから選択される規定された期間にわたり、未治療の対照対象と比較して少なくとも10%、少なくとも15%、少なくとも20%、少なくとも25%、少なくとも30%、少なくとも35%、少なくとも40%、少なくとも45%、少なくとも50%、少なくとも55%、少なくとも60%、少なくとも65%、少なくとも70%、少なくとも75%、少なくとも80%、少なくとも85%、少なくとも90%、少なくとも95%、又はそれ以上減少させる治療有効量で投与される、請求項1～4のいずれかに記載の治療剤又は予防剤。

【請求項 8】

NACAが、1日2回又は3回投与される、請求項1～7のいずれかに記載の治療剤又は予防剤。

【請求項 9】

NACAが、第2の活性薬剤と共に投与される、請求項1～8のいずれかに記載の治療剤又は予防剤。

【請求項 10】

NACAが、アスコルビン酸、システイン塩酸塩、硫酸水素ナトリウム、メタ重亜硫酸ナトリウム、亜硫酸ナトリウム、パルミチン酸アスコルビル、ブチル化ヒドロキシアニソール（BHA）、ブチル化ヒドロキシトルエン（BHT）、レシチン、没食子酸プロピル、-トコフェロール、クエン酸、エチレンジアミン四酢酸（EDTA）、ソルビトール、酒石酸、又はリン酸のうちの少なくとも1つから選択される第2の活性薬剤と共に投与される、請求項9に記載の治療剤又は予防剤。

【請求項 11】

ほ乳類がヒトである、請求項1～10のいずれかに記載の治療剤又は予防剤。